



宮沢賢治アートストリート 展示作品を募集

【問い合わせ】
本館賢治まちづくり課(☎41-3591)

市では、JR新花巻駅から宮沢賢治記念館登り口までを「宮沢賢治アートストリート」と称し、賢治作品をモチーフにした10基のモニュメントを設置しています。

モニュメントには、市内外から募った絵画などを展示。定期的に入れ替えをしながら、作品を紹介しています。皆さんも賢治の作品世界を描いてみませんか。

- 応募資格
18歳以上
※18歳未満の人の募集は次期で行います(8月31日期限)
- 募集内容
「賢治の作品世界」をテーマにした絵画、切り絵、版画など(A3判、横向き)
- 応募期限
5月29日(金)
※作品はモニュメントのほか、宮沢賢治童話村内の「賢治の学校」などに展示します。詳しくは本館賢治まちづくり課に備え付けの募集要項または市ホームページをご覧ください



- ①注文の多い料理店
- ②土神ときつね
- ③どんぐりと山猫
- ④よだかの星
- ⑤オツベルと象
- ⑥雪渡り
- ⑦ツェネズミ
- ⑧カイロ団長
- ⑨やまなし
- ⑩銀河鉄道の夜



『慣れるほど 忘れてしまうその危険 心につけて若葉マーク』(岩手県 春の農作業安全月間スローガン)

■市内でも農作業中の死亡事故が発生しています
4月15日～6月15日は「春の農作業安全月間」です。

農業就業人口当たりの農作業死亡者数は増加傾向にあり、そのうち80歳以上が4割近くを占めています。本市でも昨年、乗用型トラクタの下敷きになり1人が亡くなりました。

事故防止のため、慣れた作業であっても初心に立ち返り、安全に作業しましょう。

■乗用型トラクタによる死亡事故が3割
農作業中の死亡事故の中で、乗用型トラクタによる事故が最も多く、全体の3割を占めています。

その中でも「トラクタからの転落・転倒」が重大事故につながる恐れが大きく、注意が必要です。次のポイントを守り、乗用型トラクタの事故をなくしましょう。

- 安全フレームやシートベルトなどが装備されていないトラクタを使用している場合には、安全を確保するために、追加装備や買い替えを検討



しましょう

- ヘルメットとシートベルトの着用を徹底しましょう

⇒^{ほじょう}車庫と圃場の往復時はしっかりシートベルトを締めてください。作業中も、多少ゆるめであってもシートベルトを締めておきましょう。また、ヘルメットを着用することで、頭部への外傷を防ぐことが期待されます。

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)



震災被災者の住宅などの復興を支援します

東日本大震災により被災した住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助を行っています。各項目を組み合わせることもできます。

申請書は新館建築住宅課、各総合支所建設係に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

住宅新築・購入補助(本年度で終了)

区分	要件	補助の金額		対象者
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方㍍未満	40万円	市内外で被災し、住宅に居住できなくなったため、市内に住宅を新築または購入しようとする人 ※り災証明書が必要です。り災証明書について詳しくは新館建築住宅課へ
		床面積75平方㍍以上120平方㍍未満	60万円	
		床面積120平方㍍以上	90万円	
県産材を使用した住宅の新築・購入	10立方㍍以上の県産材を使用していること	使用量10立方㍍以上20立方㍍未満	20万円	県内で被災し、市内に住宅の新築または購入しようとする人
		使用量20立方㍍以上30立方㍍未満	30万円	
		使用量30立方㍍以上	40万円	
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基準支援金および加算支援金(建設・購入に限る)を受けていること	2人以上の世帯	100万円	
		1人世帯	75万円	

工事費補助(本年度で終了)

区分	対象となる工事	補助の金額	対象者
補修(10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	2分の1(限度額30万円)	一部損壊や半壊などの被害があった市内の住宅に居住する人 ※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	2分の1(限度額60万円)	
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	2分の1(限度額60万円)	
県産材使用改修	県産材を0.5立方㍍以上使用する住宅改修工事	2分の1(限度額20万円)	被災した市内の宅地を所有または管理する人
宅地復旧(20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	2分の1(限度額200万円)	

利子補給(本年度で終了)

対象		要件	対象者
新築住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	住宅補修	1㍍以内(対象融資限度額640万円)	▶上記の工事をする人(宅地復旧を除く) ▶市内外で被災し、市内に住宅の新築または購入しようとする人 ※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ
	新築	2㍍以内(対象融資限度額1,460万円)	
既住住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)		新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)	